

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネル ギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-----------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

水害から人命を守りたい

No.62

国土交通省

税制優遇

(開始年度) 令和2年度

支援の名称	浸水被害軽減地区の指定に係る特例措置
制度の 趣旨・背景	<p>洪水浸水想定区域内で、浸水の拡大を防止または抑制する効果があると認められる輪中堤や自然堤防等の盛土構造物の保全は、浸水被害軽減に有効です。</p> <p>これらの盛土構造物が浸水被害軽減地区に指定されることで、水防管理者は当該土地が改変される場合、報告を受けることができますが、浸水被害軽減地区の指定には地権者の理解と協力が不可欠です。地権者との合意形成を円滑に行い、浸水被害軽減地区の指定を促進するため、浸水被害軽減地区の指定を受けた土地の所有者に対し、当該土地にかかる固定資産税及び都市計画税を減額します。</p>
制度の 内容	<p>浸水被害軽減地区の指定を受けた土地の所有者に対し、当該土地にかかる固定資産税及び都市計画税を減額します。</p> <p>■特例措置の内容</p> <p>洪水浸水想定区域内で、浸水の拡大を抑制する効果があると認められる輪中堤や自然堤防等の盛土構造物を、水防管理者が水防法（第15条の6）に基づき浸水被害軽減地区として指定した場合に、当該資産に係る固定資産税及び都市計画税について、指定後3年間、課税標準を1/2～5/6の範囲内で市町村の条例で定める割合とする。（参酌標準：2/3）</p> <p>■特例期間</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和5年4月1日～令和8年3月31日（3年間）
対象と なる方	洪水浸水想定区域内で、浸水の拡大を防止または抑制する効果があると認められる輪中堤や自然堤防等の盛土構造物の所有者
問い合わせ 先など	国土交通省 水管理・国土保全局河川環境課水防企画室 TEL：03-5253-8460